

第3回 住所整理地区市民検討会 ～坂浜地区～

稲城市 都市建設部
住所整理・団地再生課



次第

1. スケジュールについて
2. 飛び地の検討
3. 大字界の確認
4. 丁目（小字）界の検討
5. 町名の検討
6. 実施順序と手法の検討
7. その他

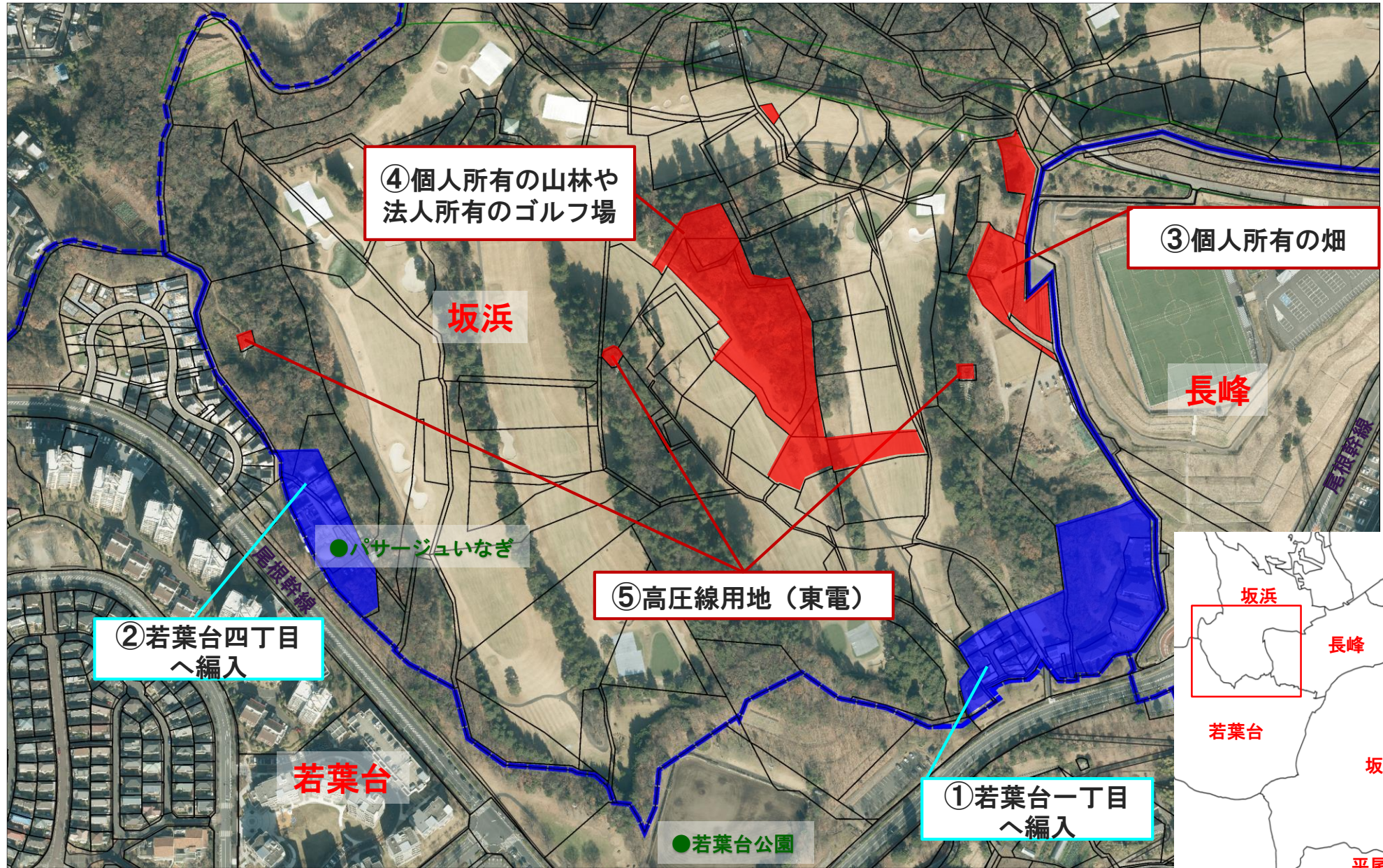
1. スケジュールについて

スケジュールについて

- 令和元年 9月 第1回 地区市民検討会開催
- 10月 第2回 地区市民検討会開催
- 令和2年 1月 第3回 地区市民検討会開催 ← 本日
- 3月 第4回 地区市民検討会開催
- ㄱ 地区市民検討会開催（予備）
- 市長へ検討結果報告（文書）
- 8月 住所整理審議会へ諮問・答申
- 12月 町区域の変更について市議会の議決
- 令和3年 ㄱ 現地調査等の作業
- 8月 新地番のお知らせ
- 10月 住所整理実施
（小田良土地区画整理事業の換地処分）

2. 飛び地の検討

飛び地の検討

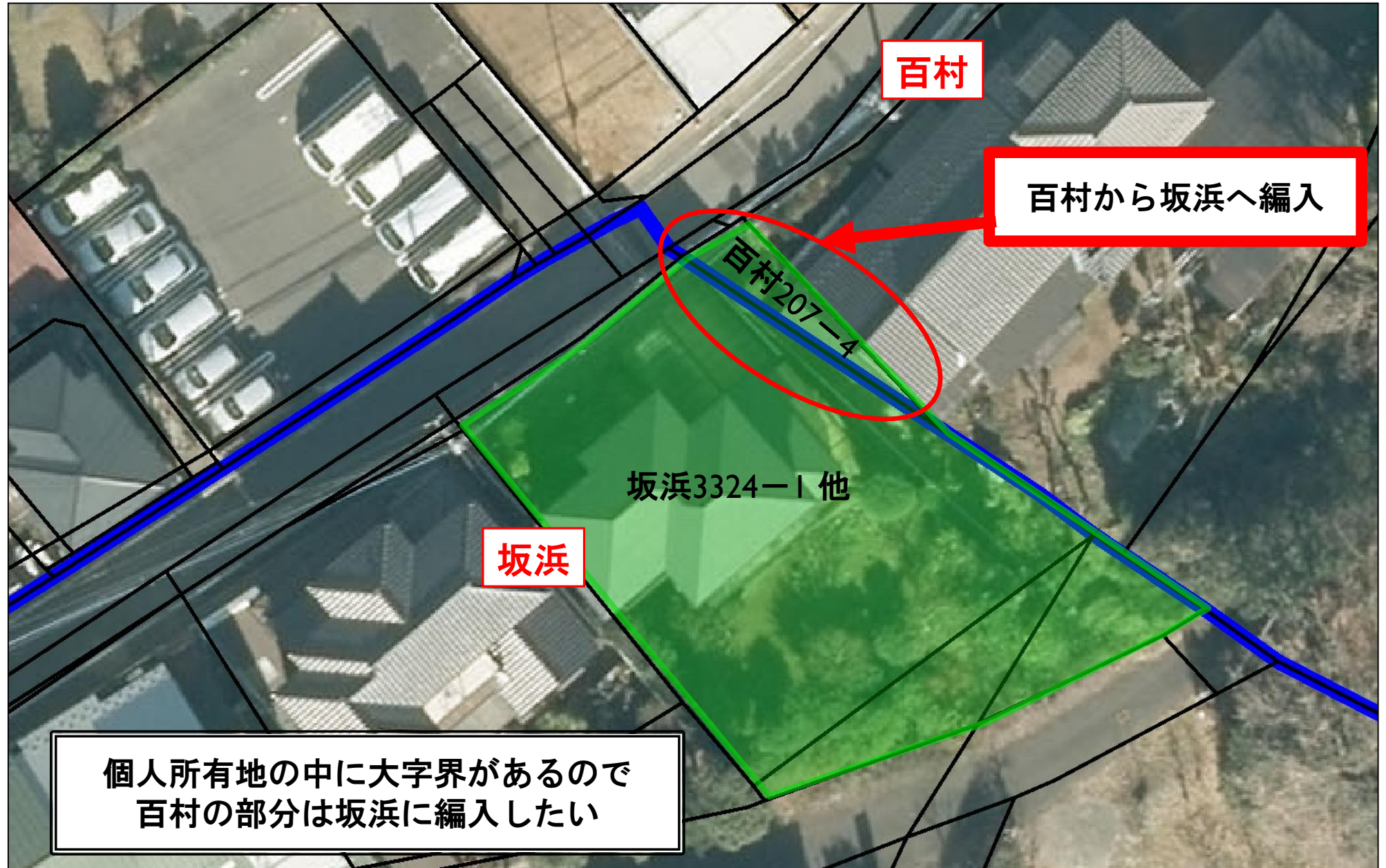


3. 大字界の確認

大字界の確認

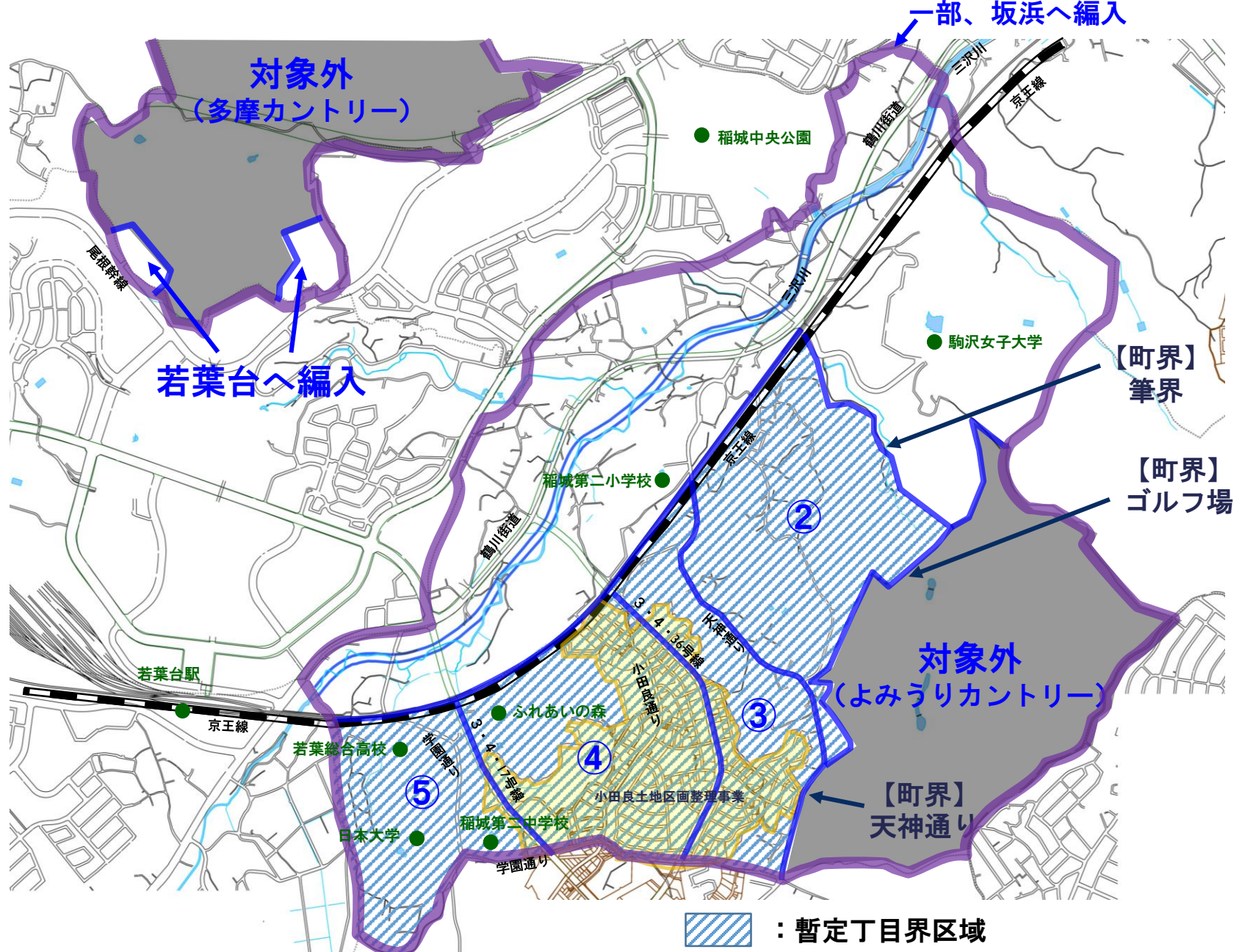


大字界の検討



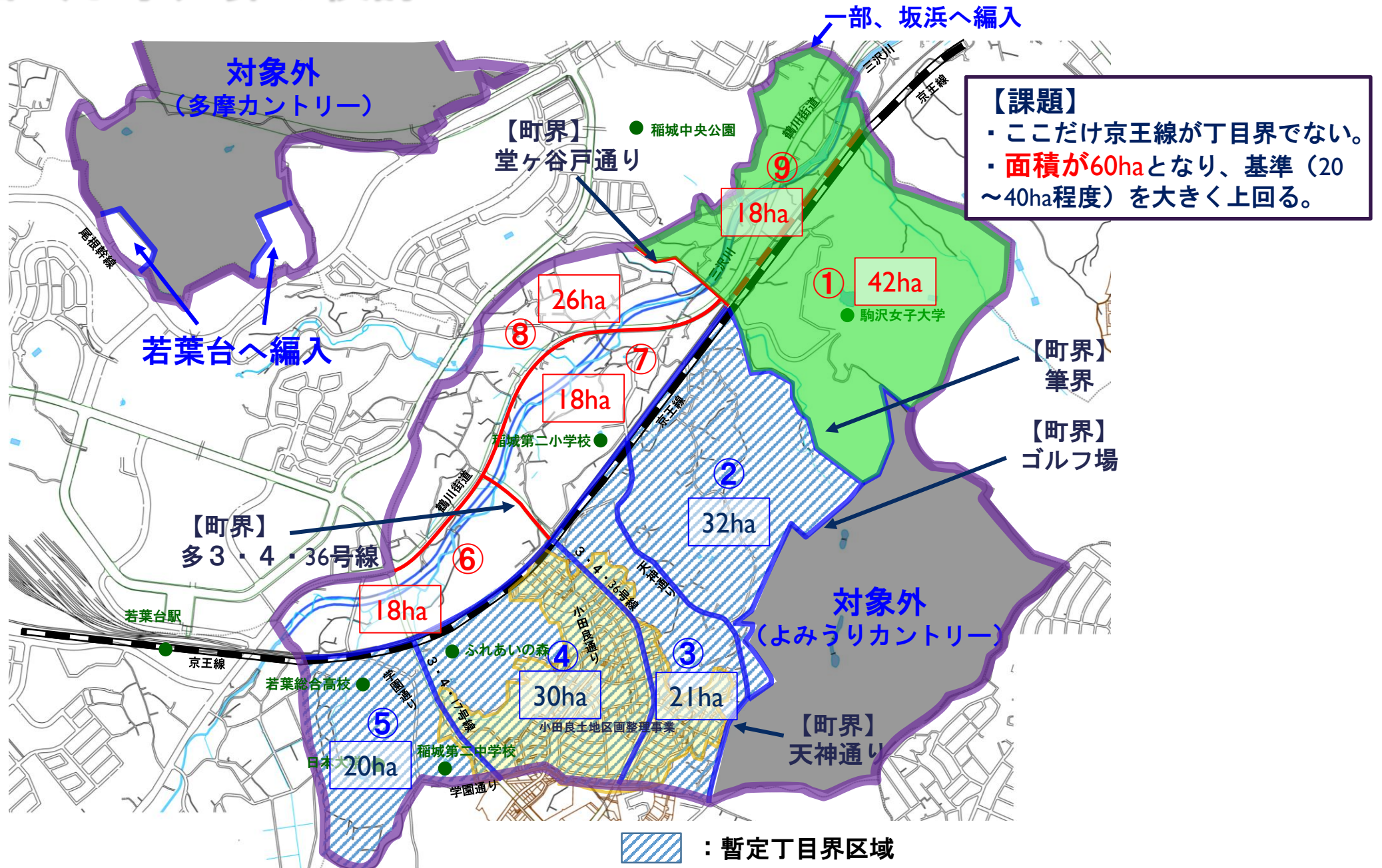
4. 丁目（小字）界の検討

丁目（小字）界の検討（前回決まった内容）



■ : 暫定丁目界区域

丁目（小字）界の検討

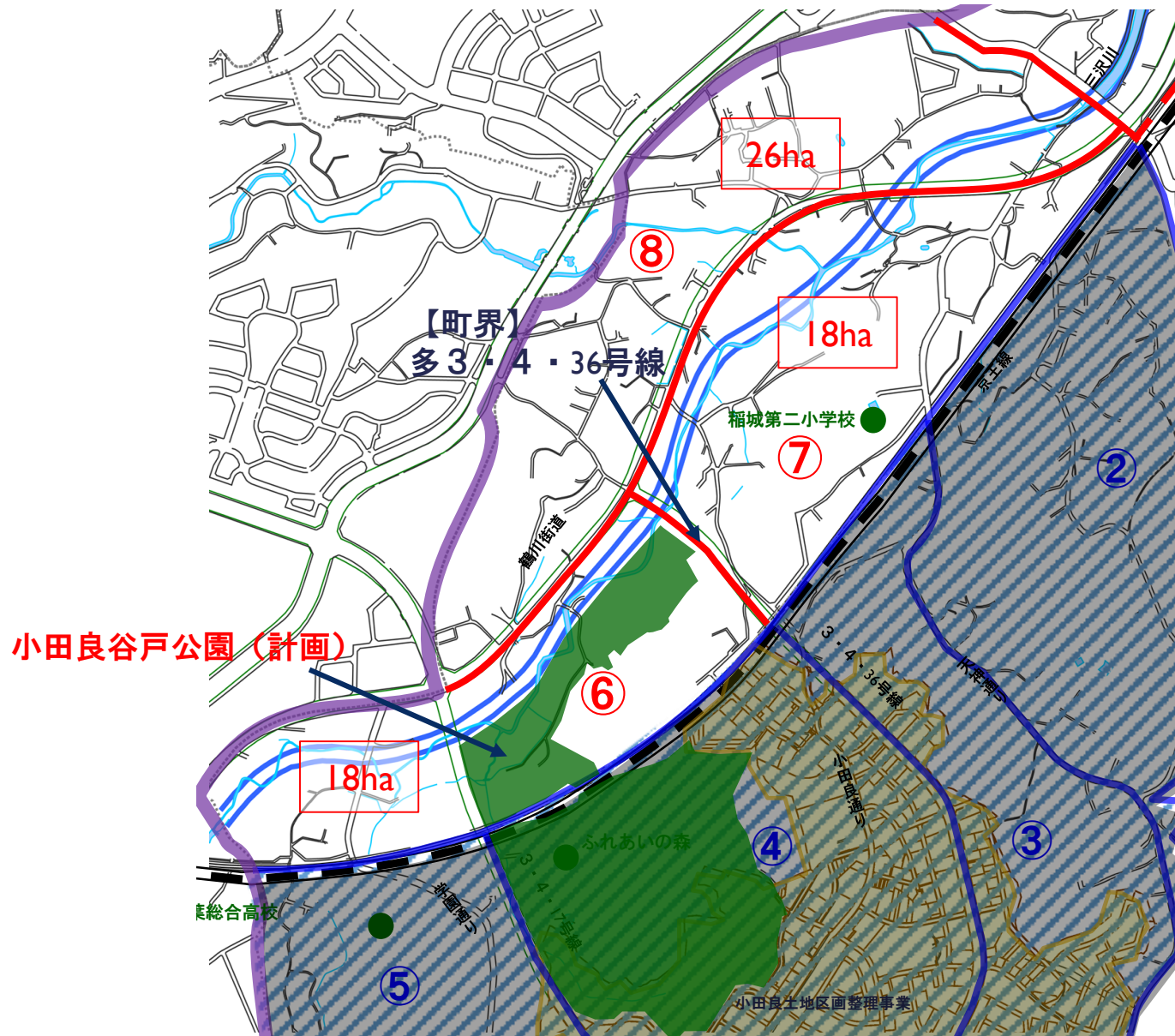


【課題】

- ・ここだけ京王線が丁目界でない。
- ・面積が60haとなり、基準（20～40ha程度）を大きく上回る。

： 暫定丁目界区域

丁目（小字）界の検討



【課題】
・多3・4・36号線を丁目界としているが、⑥の半分くらいが小田良谷戸公園（計画）であり、残りのほとんどが生産緑地であるため、住宅が少ないことが予想される。

5. 町名の検討

町名の検討

町名の付け方の例

【基本形（大字名＋〇丁目）】

- 坂浜〇丁目 ※基本方針では原則この形としている。

【方角（大字名＋方角＋〇丁目など）】

- 坂浜北〇丁目、坂浜東〇丁目 など
- 南坂浜〇丁目、西坂浜〇丁目 など

【大字＋ α （大字名＋ α ＋〇丁目）】

- 坂浜町〇丁目、坂浜ヶ丘〇丁目 など

【通称名（通称名＋〇丁目）】

- 小田良〇丁目、於部屋〇丁目 など

※住居表示に関する法律

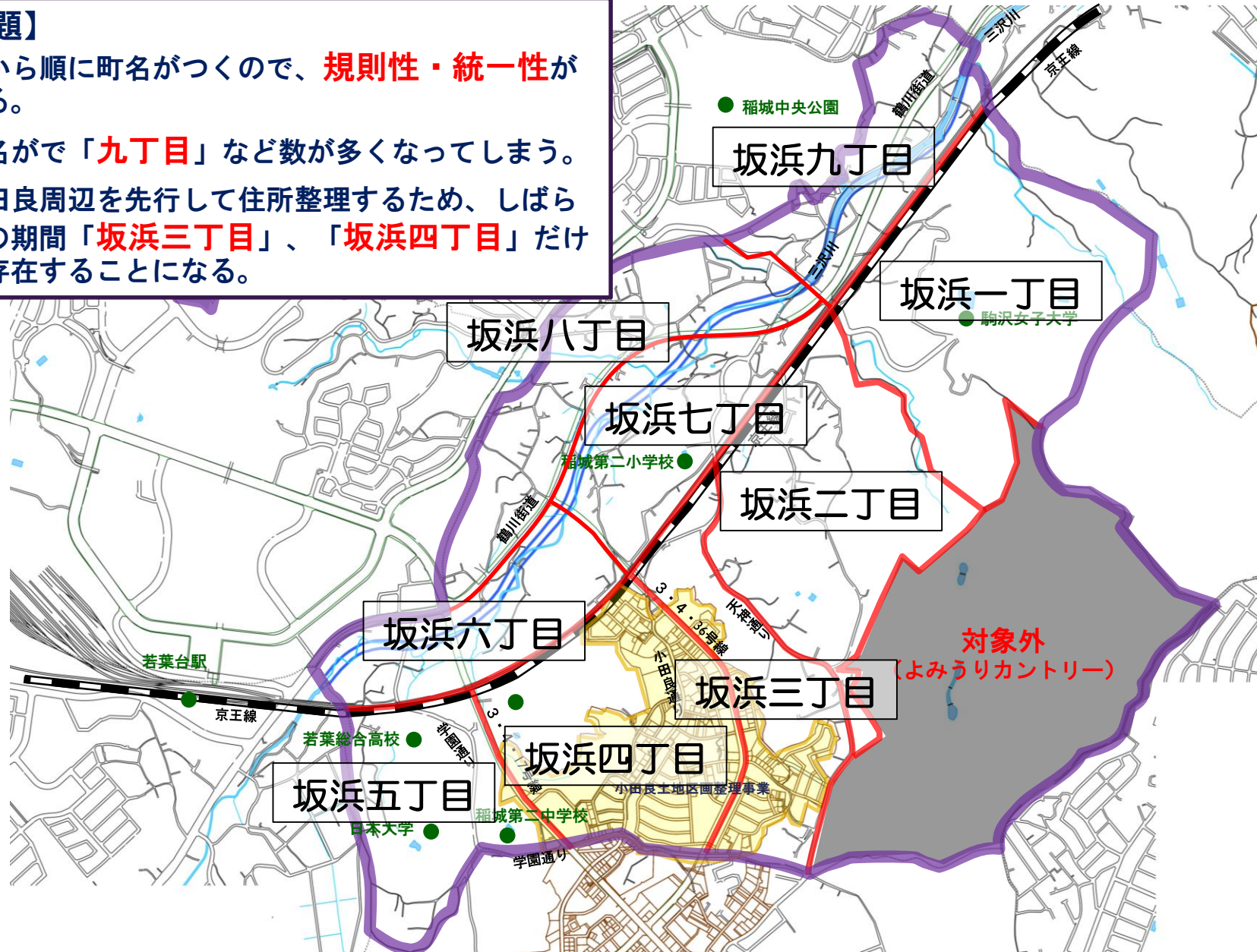
第5条第2項

（略）町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

町名の検討 基本形の例

【課題】

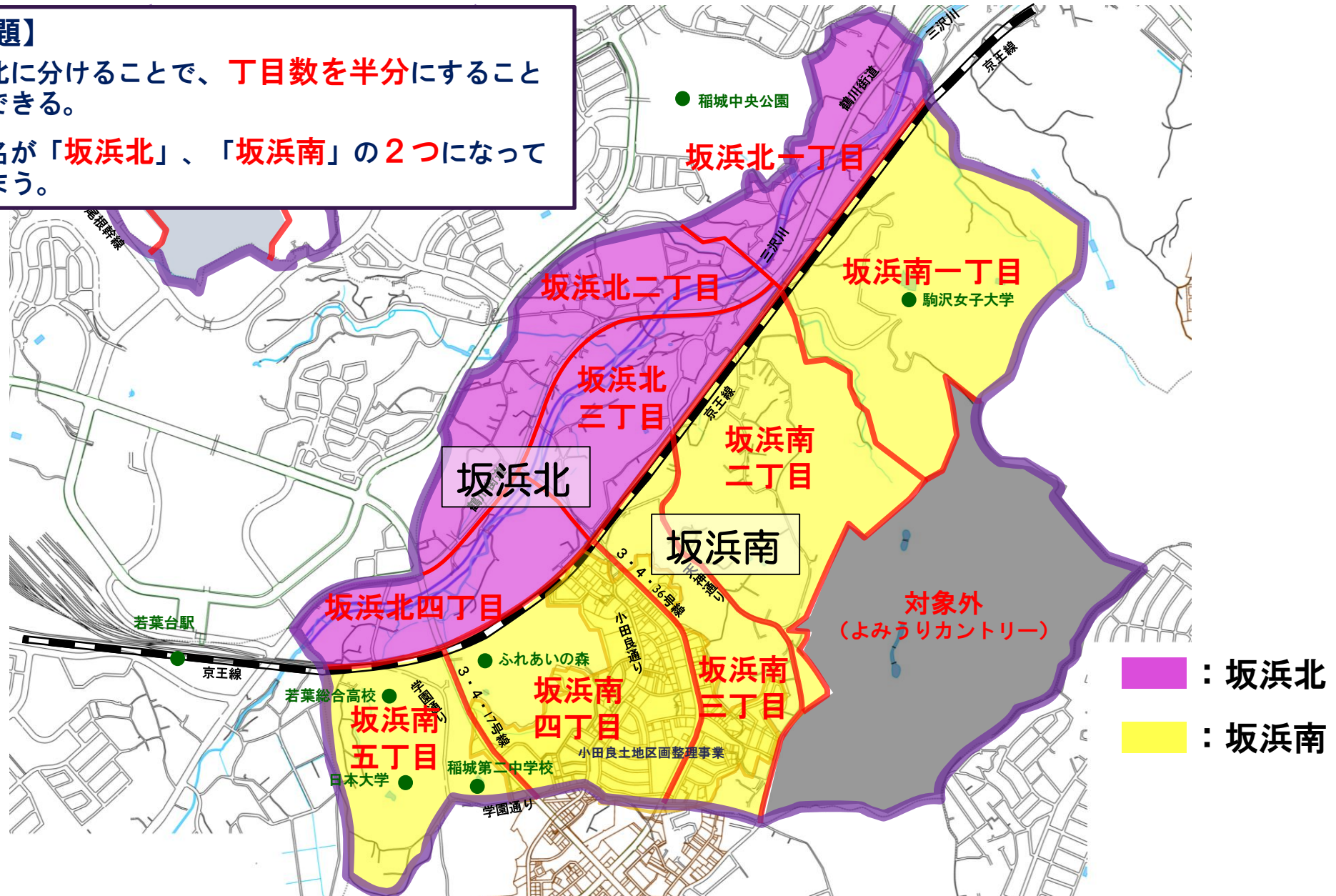
- ・ 1 から順に町名がつくので、**規則性・統一性**がある。
- ・ 町名がで「**九丁目**」など数が多くなってしまふ。
- ・ 小田良周辺を先行して住所整理するため、しばらくの間「**坂浜三丁目**」、「**坂浜四丁目**」だけが存在することになる。



町名の検討 方角を付ける場合の例（南北）

【課題】

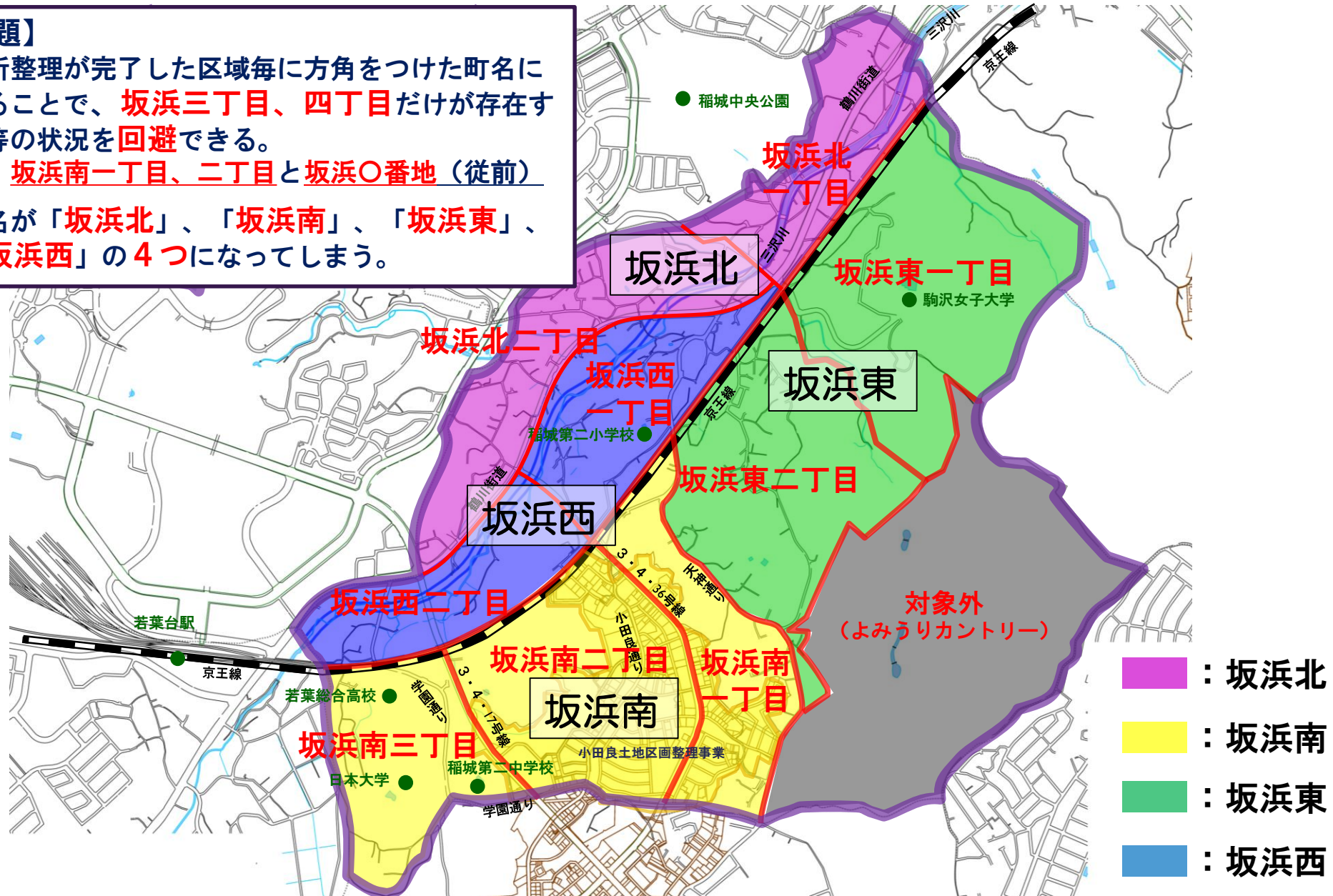
- ・南北に分けることで、**丁目数を半分**にすることができる。
- ・町名が「**坂浜北**」、「**坂浜南**」の**2つ**になってしまう。



町名の検討 方角を付ける場合の例（東西南北）

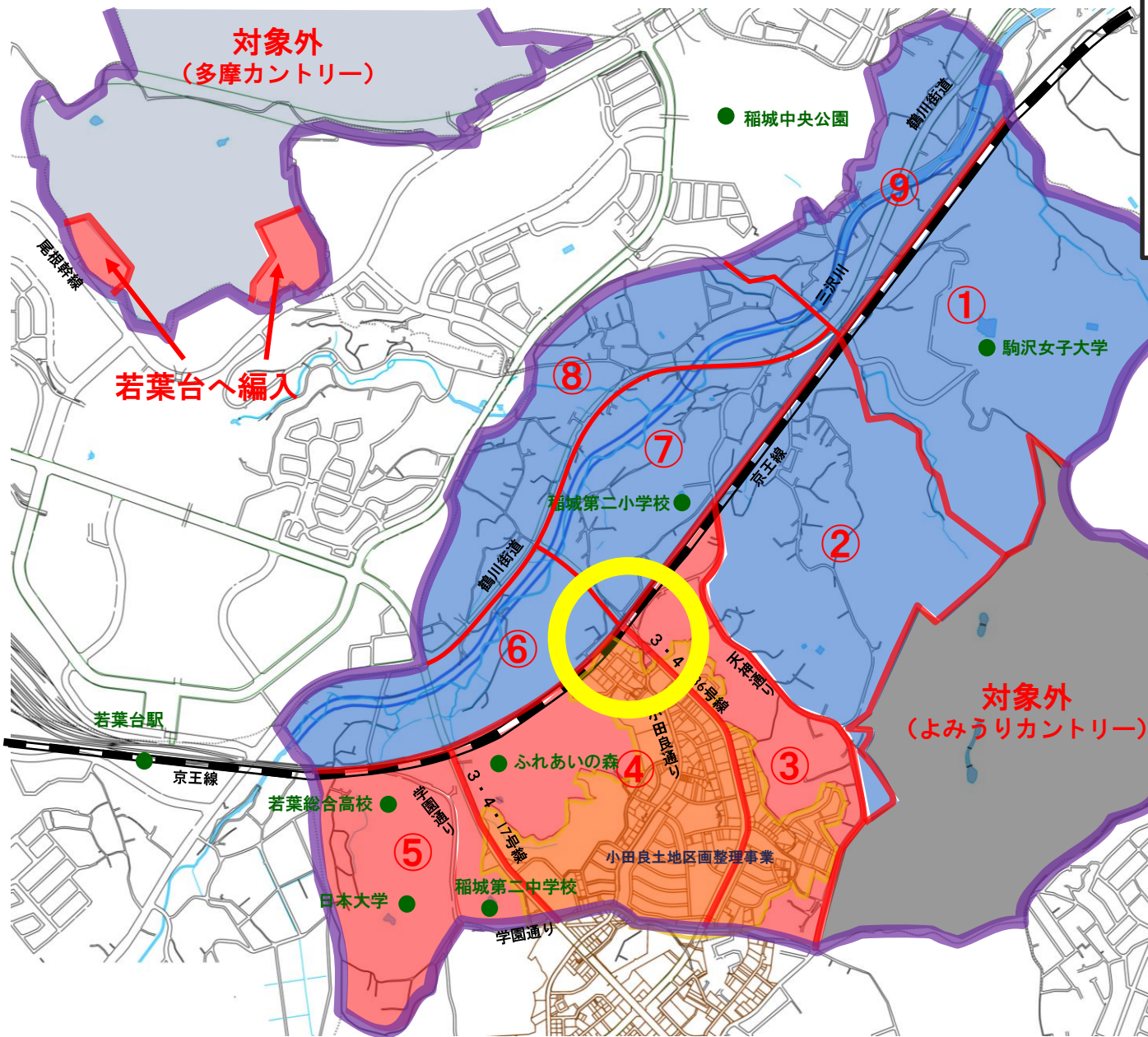
【課題】

- ・住所整理が完了した区域毎に方角をつけた町名にすることで、**坂浜三丁目、四丁目**だけが存在する等の状況を**回避**できる。
例) **坂浜南一丁目、二丁目**と**坂浜〇番地**（従前）
- ・町名が「**坂浜北**」、「**坂浜南**」、「**坂浜東**」、「**坂浜西**」の**4つ**になってしまう。



6. 実施順序と手法の検討

実施順序と手法の検討（進め方の例）



- ◆全域を地番整理又は住居表示(方針1)
⇒都市基盤整備の進捗に併せて実施するため、全域完了までに時間を要する。
- ◆丁目設定のみ(方針2)
⇒比較的早期に全域完了できるが、宝蔵院周辺等の地番混乱区域の問題が解決しない。

方針1	方針2
③、④、飛び地、⑤の一部【地番整理】	
↓	
	⑤の残り【地番整理】
↓	↓
①、②【住居表示】	①、②、⑥、⑦、⑧、⑨【丁目設定のみ】
↓	※数年かけて実施
⑥、⑦、⑧、⑨【住居表示】	
※鶴川街道の進捗に併せて実施	

■ : 地番整理
■ : 住居表示または丁目設定のみ

実施順序と手法の検討



計画道路の完成まで
住所整理を保留。

小田良土地区画整理事業の
完了と併せて住所整理する。

- : 京王相模原線
- : 小田良区整範囲
- : 小田良通り
- : 多3・4・36号線
- : 丁目界

大字坂浜

(仮)坂浜三丁目

(仮)坂浜四丁目

北村コンクリート社屋

小田良土地区画整理事業区域

戸建て住宅
12棟

京王相模原線

小田良通り

多3・4・36号線

多3・4・36号線

7. その他

その他

忌み番

不吉であるとして避けられる番号

例) 4、9、42、44、49 等

平尾地区では、

4番地と42番地を道路

44番地、49番地等を公共施設の地番

にすることで、住所として使わないよう配慮したが、
ニュータウンでは住所として使用している。

※宗教や占いなどで、必ずしも上記数字が嫌われているわけではない。